

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主 要 目 次	規 則
宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則	一
千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	一
千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	一
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二
告示	二
千葉県土地区画整理組合利子補給事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	二
土地区画整理事業等補助金等交付要綱の一部を改正する告示	二

規 則

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十号

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則及び千葉県開発行為等規制細則の一部を改正する規則

(宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十四年千葉県規則第百一号）の一部を次のように改正する。

別記第十七号様式（表）中	「第 号 交付年月日	第 号 月 日	交付日から1箇
第 号	第 号	第 号	月 日交付
第 号	第 号	第 号	月 日限り有効」
第 号	第 号	第 号	に改める。

(千葉県開発行為等規制細則の一部改正)

第二条 千葉県開発行為等規制細則（昭和四十五年千葉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式（表）中 「交付 月 日」を「交付 月 日」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十一号

千葉県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

千葉県流域下水道事業財務規則（令和二年千葉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表中 「工事台帳（別記第四号様式） 日計表（別記第五号様式）」を「日計表（別記第五号様式）」に改める。

第四十二条中「知事の決裁を受けなければ」を「課長又は所長に提出しなければ」に改める。

別表第一支出予算の執行（支出を伴わない予算の執行を含む。）の項工事請負費の目中「一億円」を「一億五千万円」に改め、同項委託料の目中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第二局長専決事項の欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表課長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第四号様式

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十二号

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号）の一部を次のように改

正する。

第七条第二項第一号ロ中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第五十八条第二項の規定による許可

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十三号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第二百二条第一項」を「第二百二条第二項第一号に該当するものとして同条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

千葉県土地区画整理組合利子補給事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百六十三号

千葉県土地区画整理組合利子補給事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県土地区画整理組合利子補給事業補助金交付要綱（昭和五十四年千葉県告示第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

土地区画整理事業等補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百六十四号

土地区画整理事業等補助金等交付要綱の一部を改正する告示

土地区画整理事業等補助金等交付要綱（昭和五十七年千葉県告示第七十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八